

● 除却（解体）前 【助成申請に必要な書類一覧】

※令和7年1月15日までに申請し、1月末までに解体業者と契約すること。

確認	必要書類		用途・内容・注意点	提出	取得方法		
必 ず 用 意 す る も の	<input type="checkbox"/>	江戸川区老朽住宅除却工事助成申請書		申請者 = 解体費用の負担者	原本	区ホームページ	
	<input type="checkbox"/>	耐震コンサルタントの相談・調査結果報告書（全ページ）		耐震性能の判定、対象住宅の確認	コピー	耐震コンサルタント 派遣完了後に 区から郵送	
	◎この報告書には以下の2つの書類が含まれています。予めご確認ください。						
	<input type="checkbox"/>	平面図及び間取図					
	<input type="checkbox"/>	解体前の建物の写真（撮影日入り）					
	<input type="checkbox"/>	申	住民票	申請者の住所の確認	原本	原則として、申請者の 住民票上の住所がある区 市町村役場	
	<input type="checkbox"/>	請 者	住民税が課税されて いる場合	住民税納税証明書	原本		
			住民税が非課税の場合	住民税非課税証明書			
	<input type="checkbox"/>	建 物	登記されている場合	登記事項証明書 （全部事項証明書）	建物 の構造・種類・新築時期・増築状況・ 所有者等の確認	原本	法務局
			未登記建物の場合	固定資産税納税通知書 及び課税明細書		コピー	都税事務所から 毎年6月頃に郵送
<input type="checkbox"/>	土 地	登記事項証明書（全部事項証明書）	土地の所有者等の確認	原本	法務局		
<input type="checkbox"/>	解体工事の見積書（経費の内訳がわかるもの）		解体工事金額の確認	コピー	解体業者		
<input type="checkbox"/>	建設業の許可又は都の解体工事業の登録を受けている ことを証する書類（見積書の業者と同一）		請負業者が適法に解体工事業をなしている ことの確認	コピー	解体業者		
<input type="checkbox"/>	案内図（住宅地図のコピーに目印をつけたもの等）		対象住宅の特定	コピー	申請者が作成		
条 件 に よ り 用 意 す る も の	<input type="checkbox"/>	建物所有者の承諾書（申請者とは別に所有者がいる場合）		申請者以外にも権利者がいる場合に、 建物の解体を承諾していることの確認	原本	区ホームページ 建物所有者が記入・押印	
	<input type="checkbox"/>	土地所有者の承諾書（申請者とは別に所有者がいる場合）		（所有者/共有者1名につき1枚）	原本	区ホームページ 土地所有者が記入・押印	
	<input type="checkbox"/>	建物の賃借人の承諾書（賃借人がある場合等）		建物に居住権を有する者がいる場合に、 建物の解体を承諾していることの確認	原本	区ホームページ 建物賃借人が記入・押印	
	<input type="checkbox"/>	委任状		代理人が申請手続きをする場合に、 代理権があることの確認	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印	

※上記以外の書類が追加で必要となる場合があります。

（よくある事例）相続登記が未了の場合「登記上の所有者の出生～死亡の戸籍謄本」「遺産分割協議書」「遺言書」など  
建物を購入したが登記が未了の場合「建物の売買契約書及び代金の領収書」など

● 除却（解体）後 【実績報告に必要な書類一覧】

※令和7年2月28日までに提出すること。

確認	必要書類		用途・内容	提出	取得方法	
必 ず 用 意 す る も の	<input type="checkbox"/>	江戸川区老朽住宅除却工事助成事業実績報告書		助成決定者 = 申請者 = 解体費用の負担者 （印鑑は助成申請時と同じものを使用）	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印
	<input type="checkbox"/>	解体除却工事に係る契約書 （書面上、注文者=申請者、請負者=解体業者であること）		契約日・契約者・金額の確認	コピー	解体業者
	<input type="checkbox"/>	解体除却工事に係る領収書 （書面上、宛名=申請者、発行者=解体業者であること）		解体金額・支払日・費用負担者・解体業者 の確認	コピー	解体業者
	<input type="checkbox"/>	工事中の写真及び工事完了後の写真（撮影日入り）		解体途中・解体終了後(更地状態)の写真 全方角から、全体が写るように撮影	原本又は コピー	申請者又は解体業者
	<input type="checkbox"/>	登記されている場合	滅失登記完了証 又は閉鎖事項証明書	解体が完了していることの確認	原本	法務局
		未登記建物の場合	家屋異動届出書 （受付印が押されたもの）		コピー	都税事務所
	<input type="checkbox"/>	江戸川区老朽住宅除却工事助成事業助成金請求書		助成金の入金先の確認および支払手続 （印鑑は助成申請時と同じものを使用）	原本	区ホームページ 申請者が記入・押印

※手続きの流れは裏面参照。

※ご質問がありましたら、建築指導課耐震化促進係までお問い合わせください。（直通：03-5662-6389）

# ◎ 除却助成制度の手続きの流れ

